

— 概要版 —

三 芳 町
第 6 次
総 合 計 画

令和6年度(2024)～
令和13年度(2031)

共に創ろう
ひと・まち・みどりがつながる
ウェルビーイング
幸せのまち



MIYOSHI TOWN



I はじめに



ごあいさつ

新型コロナウイルス感染症拡大、能登半島を襲った大地震など、私たちの生命の存続と安寧が脅かされ、不確実性を増す未来への不安に包まれる未曾有の経験を経てきました。しかしながら、まちづくりの歩みを止めることなく、3つの区画整理事業の完了、三芳スマートICのフル化供用開始など、未来への投資も着実に進め、また、「武蔵野の落ち葉堆肥農法」が世界農業遺産に認定されるなど、三芳町の魅力が輝きを増しています。

さまざまな苦難を乗り越え、未来へのまちづくりの種が芽吹いてきた今、私たちがめざす到達点は、誰一人取り残さない「幸せ」の実現であると考えます。「第6次総合計画」では、「共に創ろう ひと・まち・みどりがつながる幸せ(ウェルビーイング)のまち」を将来像に決めました。住民の幸せ「ウェルビーイング」をキーワードに、住民の皆様とともに未来に向けたまちづくりに取り組んでまいります。

令和6年(2024)4月
三芳町長 林 伊佐雄

ウェルビーイング(Well-being)とは

社会が変化する中で、「モノの豊かさ」を求める価値観から、「こころの豊かさ」を求める価値観へと変化しています。こうしたなか、ウェルビーイングという言葉は、身体が健康だけでなく、こころや暮らしが豊かで幸せな状態を表して使われることが増えています。

三芳町第6次総合計画では、「みよしWell-beingのまちづくり宣言」において掲げる考え方をふまえながら、皆さんが三芳町でつながり支え合うなかで、さまざまな幸せを感じられるような取組を進めていきます。

みよしWell-beingのまちづくり宣言

誰一人取り残さない

共に生きる幸せなまち 三芳

現在の自治体を取り巻く社会情勢は、少子高齢化、人口減少などによる社会の支え手の不足が進行し、極めて厳しい状況にあります。さらには、コロナ禍によって人と人のつながりが薄れてしまうような状況もありました。こうしたなかでは、どんな人でもお互いに、敬意と想像力をもって、支え合い、力を発揮し、受け入れ、誰一人取り残さずに、まちの全てが共に生きるまちづくりを取り組んでいく必要があります。

まちに住む誰もが自分らしく生き、こころもからだも健康で元気に共生することができるまちとなることで笑顔が生まれ、安心かつ利便性の高い環境を整え、豊かな緑と産業を財産として、みんなが活躍しながら共に創りあげ、住民のWell-beingが実感できるまちづくりを推進していきます。

そして、共に創りあげた未来は今の子どもたちの時代につながり、今の子どもたちの幸せは、まちの未来の幸せにつながっていきます。まちの夢と希望のため、子どもたちにやさしいまちづくりを行っていきます。

これらを通じて、「誰一人取り残さない 共に生きる幸せなまち 三芳」の実現を目指し、「みよしWell-beingのまちづくり」を進めていくことを、ここに宣言いたします。



令和6年3月23日

Ⅱ 基本構想

1. 計画の構成と期間

第6次総合計画は、まちづくりの基本理念や将来像、その実現に向けた分野別ビジョン等を示す「基本構想」、分野別ビジョンの実現に向けて、取り組むべき施策や重点プロジェクトを設定する「基本計画」、主要な事務事業を示し、財政的な見通しや実施年度を明らかにする「実施計画」から構成されます。

それぞれの計画期間について、基本構想は令和6年度(2024)から令和13年度(2031)までの8か年、基本計画は4か年を1期とする前・後期、実施計画は計画期間を4か年として毎年度ローリング方式で見直しを行うこととします。

2. 基本理念



住民の幸せの向上を図るため、「第5次総合計画」をふまえて、まちづくりを進める上で大切にすべき3つの基本理念を設定します。

3. 将来像

3つの基本理念に基づき、8年後の将来あるべき姿として次のとおり将来像を設定します。

共に創ろう ひと・まち・みどりがつながる

ウェルビーイング

幸せのまち

社会が急速に変化するなかで、物質的な豊かさよりも、こころの豊かさを高めていくことが重視される時代を迎えています。

支えあいながら自分らしく生き、つながりの中で新たな動きを生み、幸せの輪を広げる「ひと」

地域産業に活気があり、デジタルの力を活用して誰一人取り残さない安全安心で利便性の高い「まち」

平地林や三富新田に代表される豊かな「みどり」や歴史・文化などの三芳らしさ

これらがつながることで、未来に前進させる新たな力を生み出し、町の魅力を高め、愛着心をはぐくみ、住民のウェルビーイングが実感できるまちづくりを推進していくという思いを込めています。

Ⅲ 基本計画

施策体系図



計画期間における町の将来像を実現するために、特に重点的に取り組む課題に対して「重点プロジェクト」を設定し、施策間の連携を図りながら、取り組みます。

基本計画

重点プロジェクト

1 「みよしフォレストシティ構想」プロジェクト

町は、豊かな武蔵野の平地林に囲まれた田園風景と都市に近い立地や機能を活かしながら発展してきました。

令和5年(2023)3月に策定した「みよしフォレストシティ構想」では、人々が安心して暮らし、ともに支えあい、いきがいと誇りを持ち、輝くことのできる農と緑の田園都市の実現をめざします。

1-1
緑の
ネットワーク
プロジェクト

1-2
アグリ
プロジェクト

1-3
スーパー・
シティ
プロジェクト

2 子どもの幸せプロジェクト

子どもや子育て家庭が安心して生活できるよう切れ目のない支援や、住みやすい住環境整備、魅力ある教育環境、子育てと仕事の両立を図るため地域全体で応援する環境づくりに取り組みます。

また、「子どもの権利条約」の理念をふまえ「(仮称)子どもの権利に関する条例」を策定し、その理念の実現のためにユニセフが推進する「日本型子どもにやさしいまちづくり事業(CFCI)」に取り組みます。

さらに、変化の激しい社会を生きるために、夢の実現に向けて学び続ける人材を育成します。

このように、子どもの権利に関する理念の実現を町全体で取り組むとともに、町への愛着形成を図り、「三芳町らしい」教育を推進し、子どものウェルビーイングの向上を図ります。

3 誰一人取り残さない元気応援プロジェクト

町では、「いもっこ体操サポーター」や「ささえあい・みよし(生活支援体制整備推進協議体)」等、住民との協働により健康づくり・介護予防を進めてきました。

また、令和3年(2021)から開始した「第2次地域福祉計画」は、町における地域共生社会の実現をめざすための推進計画として位置づけられ、住民による自主的な課題解決の促進に向けた支援等が盛り込まれています。

今後、高齢化率が一層高まると考えられるなかで、誰もが健康で元気に暮らすための取組として、大学等と連携しながら積極的なフレイル予防を住民と創り上げます。

4 行財政基盤強化プロジェクト

町は、安定した法人住民税や固定資産税の収入により財政力指数は県内でも高い水準を維持していますが、令和5年(2023)10月のふるさと納税制度改正の影響により、町への寄附金額の大幅な減少も見込まれます。

今後も、公共施設の老朽化への対応や住民の価値観の多様化・高度化等により、行政需要がさらに増すものと考えられ、より一層の財政基盤の強化、DX化等を図り、将来にわたり持続可能な町政運営をめざします。

IV 分野別ビジョン

みんなとつながる 共生のまち

政策1

共創のまちづくり

- ◆ 多様な主体等との連携による共創のまちづくり
- ◆ 地域コミュニティの充実

政策2

共生のまちづくり

- ◆ 共生社会の実現
- ◆ 男女共同参画社会の実現
- ◆ 地域のグローバル化(国際化)



誰もが自分らしく 生きるまち

政策3

未来を切り拓く力の育成

- ◆ 主体的に学び続ける人材の育成
- ◆ 誰一人取り残されない教育の推進
- ◆ 質の高い教育環境の充実
- ◆ 安全安心の学校教育環境と適正化

政策4

地域まるごと学びの創出

- ◆ 豊かな地域をはぐくむ、社会教育活動の推進
- ◆ 郷土学習の推進

政策5

芸術文化・スポーツの まちづくり

- ◆ 創造力をはぐくみ未来をつくるまちづくりの推進
- ◆ スポーツ・レクリエーション活動の推進



健康で元気な笑顔が あふれるまち

政策6

安心して子育てできる 環境づくり

- ◆ 子どもの権利の尊重、こどもまんなか社会の実現
- ◆ こども・子育て支援の充実
- ◆ 保育環境等の充実
- ◆ 親と子の健康づくりの増進



政策7

健康長寿社会の実現

- ◆ 疾病予防・重症化予防
- ◆ フレイル予防対策の推進
- ◆ 活動的でいきがいのもてる生活支援

政策8

人にやさしい福祉の まちづくり

- ◆ 高齢者福祉
- ◆ 地域福祉
- ◆ 障がい者福祉



安心して 便利に暮らせるまち

政策9

持続可能で 快適に暮らせる まちづくり

- ◆ コンパクトでやすらぎのある都市づくりの推進
- ◆ 安全で快適な道路環境の整備
- ◆ 交通環境の充実

政策10

安全で安心して 暮らせる まちづくり

- ◆ 交通安全対策
- ◆ 防犯対策
- ◆ 防災・国民保護
- ◆ 多様な相談体制の充実

政策11

人と行政が 情報でつながる 便利なまち

- ◆ デジタル化・DX化の推進
- ◆ 広報広聴活動の充実

政策12

地域の魅力が 輝くまち

- ◆ 地域イメージの形成
- ◆ 少子化・人口減対策

政策13

安定的で 持続可能な 行財政運営

- ◆ 職員の育成と組織力の強化
- ◆ 財政運営
- ◆ 行政運営

政策14

暮らしを支える 上下水道

- ◆ 安全で安定した上水道
- ◆ 良好な水環境を維持する下水道



豊かで持続可能な 産業があるまち

政策15

活力あふれる商工業

- ◆ 立地や特性を活かした産業振興
- ◆ 地域産業の振興と就労支援

政策16

地域の特色を活かした 農業の活性化

- ◆ 伝統農法の保全・継承
- ◆ 都市近郊農業の推進



政策17

訪れる人が笑顔になる 観光振興の推進

- ◆ 観光資源のブランディング



緑と文化のなかで こころ豊かに暮らせるまち

政策18

次世代につなぐ 歴史・芸術文化の まちづくり

- ◆ 誰もが芸術文化にふれる
環境づくり

政策19

暮らしやすく持続可能な 環境基盤づくり

- ◆ 地域環境の美化・環境問題対策
- ◆ ごみ減量化の推進

政策20

未来につなぐ 自然環境の維持

- ◆ 緑とふれあう環境・人づくり
- ◆ 歴史ある景観の維持・形成
- ◆ 地球温暖化対策



発行 令和6年(2024)4月
発行者 埼玉県三芳町
住所 〒354-8555
埼玉県入間郡三芳町大字藤久保1100番1
電話 049-258-0019(代表)
FAX 049-274-1055
URL <https://www.town.saitama-miyoshi.lg.jp/>



本編は
こちらから